

(団体名)

会則

第1条(会の名称)

本会は、 と称する。

第2条(目的)

本会は、 \_\_\_\_\_を目的とする。

第3条(代表者)

本会の代表者は、 \_\_\_\_\_とする。

第4条(事業)

本会は、次の事業を行う。

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

第5条(会費)

本会の経費は、助成金、その他の収入をもって充てる。

第6条(会計年度)

本会の会計年度は、毎年 月 日から 月 日までとする。

第7条(その他)

この会則に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附則

この会則は、令和 年 月 日から施行する。